

朝倉市朝倉地域体育施設

指定管理者募集要項

令和 6 年 8 月

朝倉市教育委員会

目 次

1. 公募する施設の概要等	P 2
2. 指定期間	P 2
3. 指定管理者が行う管理の基準等	P 3
4. 指定管理者が行う業務の範囲等	P 3
5. 利用料金等に関する事項	P 3～4
6. 管理運営に関する経費	P 4～7
7. 申請者の資格	P 7
8. 申請書類	P 7～8
9. 申請の手続き	P 8～9
10. 指定管理者の選定及び指定	P 9～11
11. 協定の締結	P 11
12. その他	P 11～12

朝倉市朝倉地域体育施設指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び朝倉市体育施設条例に基づき、令和7年度からの朝倉市朝倉地域体育施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、以下のとおり指定管理者候補者の募集を行います。

1. 施設の概要等

(1) 名称

朝倉市朝倉地域体育施設（朝倉体育センター、朝倉球場、朝倉テニスコート、朝倉ゲートボール場）

(2) 所在地

朝倉体育センター…朝倉市宮野2000番地1

朝倉球場・朝倉テニスコート・朝倉ゲートボール場…朝倉市宮野2003番地1

(3) 施設概要

(朝倉体育センター)

- ① 構 造 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）3階建て
 - ② 敷 地 面 積 4, 164 m²
 - ③ 建 築 面 積 1, 966 m²
 - ④ 建 築 延 面 積 3, 672 m²
 - ⑤ 施 設 の 概 要 大体育室、小体育室、応接・会議室、研修室
 - ⑥ 設 置 年 月 日 昭和56年10月
- (朝倉球場・朝倉テニスコート・朝倉ゲートボール場)
- ⑦ 構 造 鉄筋コンクリート造り2階建て（球場観覧席）他
 - ⑧ 敷 地 面 積 34, 700 m²
 - ⑨ 施 設 の 概 要 野球場、テニスコート、ゲートボール場、倉庫等
 - ⑩ 設 置 年 月 日 昭和60年7月

(4) 設置目的

市民の体位向上及びスポーツの振興

2. 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、指定期間内であっても、管理を継続できないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

なお、この期間は、議会議決後正式に指定期間とします。

3. 指定管理者が行う管理の基準等

(1) 開館・利用時間及び休館日

開館・利用時間	午前9時から午後10時まで ゲートボール場のみ…午前9時から午後7時まで
休館日	毎月第2・4月曜日、12月29日から翌年1月3日まで

※ 指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができます。

(2) 管理基準

朝倉市体育施設条例（平成23年朝倉市条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定によるもののほか、朝倉市体育施設条例施行規則（平成23年朝倉市教育委員会規則第8号）の規定、関係法令及び別添「指定管理者が行う業務の範囲・内容等」の規定に従って、体育施設の管理を行わなければなりません。

4. 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 条例第15条に規定する業務

(2) その他朝倉地域体育施設の管理運営に必要な業務

具体的な業務内容及び履行方法は別添「指定管理者が行う業務の範囲・内容等」によります。

5. 利用料金等に関する事項

(1) 利用料金制度

使用料については、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制度により、指定管理者の収入とします。

施設の利用料金は、条例第8条に規定する額を限度として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることになります。

利用料金制度：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度です。したがって、指定管理者は公の施設の運営に係る収支について、一定の責任を負うことになりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

(2) 減免・還付

利用料金は、条例第10条の規定により減額、若しくは免除し、また条例第11条の規定により還付する場合があります。収支計画書における利用料金収入の見積りにあたっては、使用料収入（別紙1）を考慮し見込んでください。なお、市による免除相当分の補填はいたしません。

(3) 行政財産の目的外使用

指定管理者は施設の設置目的を損なわないことを条件に、利用者の為に特に必要であると教育委員会が認めた場合は、行政財産の目的外使用をすることができます。

この場合、朝倉市公有財産規則に基づき、市は指定管理者から目的外使用料を徴収します。

6. 管理運営に関する経費

(1) 指定管理料の支払い

当該施設の管理運営に関わるすべての経費は、利用料金、朝倉市が支払う指定管理料及びその他収入をもって充てるものとします。

朝倉市が支払う指定管理料は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に支払うこととしますが、具体的な額や支払方法等は、協議のうえ、年度ごとに協定で定めることとします。

(2) 指定管理料の過去実績

令和2、3、4、5年度 年額15,714,000円

(3) 債務負担行為額

令和7年度から令和11年度まで 限度額100,000千円

(4) リスク分担について

分類	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
募集（申請）要項	申請のための費用		◎
	募集（申請）要項の誤り又は内容変更に関するコスト変動	◎	
法令、税制関連	管理運営に必要とされる法制度・許認可の新設・変更に関するコスト変動	○	◎
	指定管理者制度に影響を及ぼす法令変更に関するコスト変動	○	
	広く事業者全般に影響を及ぼす税制度の変更に関するコスト変動	○	◎
	施設本体、備品の法定点検受検義務、及びその費用負担		○
物価変動	指定期間中の物価・人件費のインフレ・デフレ		○

金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	天災地変、暴動などによる業務の変更又は中止	○	◎
需要変動	施設機能の一部廃止など、想定できない事由の発生による利用者減、収入減	○	◎
	指定管理者によるサービス低下や施設競合による利用者減、収入減		○
	管理運営の実施計画の不備（利用者数の見積り誤り等）		○
運営	自主事業の計画の不備（見積り誤り等）		○
	管理上の瑕疵に起因する臨時休館等による収入減		○
施設、設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備の損傷		○
	施設、設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化等による修繕（20万円未満のもの）		○
	上記以外の経年劣化等による修繕（上記以外のもの）	◎	○
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設・設備の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	◎	○
債務不履行	市による協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○

留意事項

- ① ◎は主たる責任を担う者、○は事案によって責任分担を負うものとします。
- ② 設備及び備品が、指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失した場合は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入、修繕等を行うこととします。
- ③ 指定期間中の物価変動、金利変動その他の法令改正等に伴う経費の増加等は、指定管理者の負担とします。ただし、消費税法で定める税額については、指定管理者と

協議の上決定します。

- ④ 朝倉体育センターは災害時における避難所として市が指定しています。避難所開設の要請があった場合は、避難者を受け入れてください。その際利用者に対する連絡・調整も指定管理者で行ってください。

この際に利用料金の減が発生した場合、基本的には市は補填しませんが、相当な期間を避難所とする場合は別途協議します。

(5) 修繕・改修等

当該施設に係る1件につき20万円未満（消費税及び地方消費税含む。）の修繕・改修等については、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。なお、それを超える額については、市と指定管理者の協議のうえ負担額の割合を決定するものとします。

(6) 備品

- ① 朝倉市が備え付ける備品は、指定管理者に無償で貸与し、経年劣化等による備品の更新に係る費用は朝倉市が負担します。
- ② 指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。なお、この場合において指定管理者が補充した備品は朝倉市に帰属するものとします。
- ③ 備品以外の物品で新たに指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達してください。なお、この場合において指定管理者が調達した備品は指定管理者に帰属するものとします。
- ④ 指定管理の更新の際、指定管理者が調達した備品等については、市と協議のうえ施設に設置しておくことができます。

※ 備品とは1万円以上のものを指しますが、1万円以上のものでも消耗品として扱うものもあります。その場合は、指定管理者の負担となります。

(7) 事故・火災等

- ① 施設、設備の設計、構造上の原因により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、基本的に朝倉市の負担としますが、内容によっては指定管理者と協議して、負担の割合を決定します。
- ② 天災（地震、落雷、竜巻、台風等）により事故・火災等が発生した場合の対応等は、基本的には指定管理者が負担するものとしますが、内容によっては市と協議のうえ負担の割合について決定します。
- ③ 指定管理者の故意又は過失により、朝倉市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。なお、指定管理者においては、損害賠償責任保険に加入していただきます。

(8) 自主事業

指定管理者は、自らの提案で、朝倉地域体育施設を利用して施設の設置目的に合致した自主事業を行うことができます。自主事業を行う場合は、事前に事業計画書を提出し教育委員会の承認を得る必要があり、また、責任は指定管理者にあるものとします。

(9) 税

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行うものに係る事業所税など、納稅義務者となることがありますので、詳しくはそれぞれを所管する官公署にお尋ねください。

(国税：税務署、県税：県税事務所、市税：市役所税務課)

(10) その他

その他の事項については、別に市と締結する協定に定めるところによります。

7. 申請者の資格

応募者の資格は、法人又はその他団体（以下「法人等」という。）とします。また、複数の法人等により構成された共同体による応募も可能とします。また、共同体応募の場合は代表法人等を定めてください。

また、次の①～⑤の要件を満たすことが必要です（共同体応募の場合、要件①についてはその代表法人等が該当することとします）。

- ① 朝倉市内に営業所または事業所を有する法人等であること。
- ② 次の（ア）から（ク）のいずれにも該当しないこと。
 - （ア）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - （イ）朝倉市から指名停止を受けている者
 - （ウ）国税、都道府県税、市町村税等を滞納している者
 - （エ）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、商法（明治32年法律第48号）の規定に基づき、会社の再建や生産の手続を行っている者
 - （オ）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （カ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
 - （キ）地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当する者
 - （ク）裁判所等において朝倉市と係争中の事案及び裁判等がある者
- ③ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと。
- ④ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けた者でないこと。
- ⑤ 単独で応募した法人等が共同体応募の構成員とならないこと及び共同体応募の構成員である法人等が他の共同体応募の構成員とならないこと。

8. 申請書類

提出する書類は、次に掲げる項目とします。原則A4で統一してください。また、提

出の際は左綴じのファイルで提出してください。ページ番号を記載し、項目ごとに見出しを付けてください。

- ① 朝倉市体育施設指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 指定を受けようとする体育施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式2）及び収支計画書（様式3）
- ③ 貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録など法人等の財務状況を説明する書類（令和3、4、5年度分）
- ④ 法人等の活動実績を説明する書類
- ⑤ 法人等の概要等が分かる書類（パンフレット等）
- ⑥ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類（法人以外の団体にあっては、組織の内容がわかるような会則等）
- ⑦ 法人等の登記事項証明書（法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し及び役員の名簿）
- ⑧ 朝倉市内に本社がない場合、朝倉市内に支社・営業所等があることを証明する書類
- ⑨ 共同体で応募申請を行う場合は、共同体応募構成書（様式6-1、6-2）及び構成する法人等すべてに係る③④⑤⑥⑦の書類
- ⑩ 直近1年間の国税、都道府県税、市町村税の納税証明書（様式4または様式5）又は滞納がないことの証明書
 - ・法人—法人税、消費税及び地方消費税
　　法人市民税（本市内に本店・支店、または営業所等を有する者）
 - ・個人—申告所得税、消費税及び地方消費税

留意事項

- ① 申請者において様式2及び様式3の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- ② 証明書類は、証明年月日が3ヶ月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式を使用してください。
- ③ 応募1法人等または1共同体につき、申請は1件とします。
- ④ 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑤ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ⑥ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑦ 提出された書類は返却しません。
- ⑧ 正1部 副12部提出してください。副本についてはコピー可です。

9. 申請方法

(1) 提出方法

申請書類の提出は持参又は郵送で行ってください。

令和6年9月6日（金）17時必着です。

なお、郵送の場合は配達が確認できる方法で送付してください。

(2) 提出場所

〒838-0068 朝倉市甘木198-1

朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）3階

朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係

(3) スケジュール

月　　日	内　　容
令和6年 8月 1日（木） 令和6年 8月 23日（金）	募集要項・申請書の配布
令和6年 8月 1日（木） 令和6年 8月 23日（金）	募集要項・申請にかかる質問の受付
令和6年 8月 1日（木） 令和6年 8月 16日（金）	現地説明会の参加申込
令和6年 8月 19日（月）	現地説明会（9時30分～）
令和6年 8月 20日（火） 令和6年 8月 23日（金）	現地説明会にかかる質問の受付
令和6年 8月 27日（火）	募集要項・申請にかかる質問の回答 現地説明会にかかる質問の回答
令和6年 8月 20日（火） 令和6年 9月 6日（金）	申請書類の受付
令和6年 10月 10日（木）	選定委員会
令和6年 12月	市議会定例会にて議決後、決定

留意事項

- ① 申請書類の受付時間は、土日祝日を除いた平日の9時から17時までとします。
- ② 現地説明会（9時30分、現地集合）には、必ず参加をしてください。その場合には令和6年8月16日（金）12時までに、現地説明会の参加申込書（様式8）を提出してください。
- ③ 募集に関する質問及び現地説明会後の質問は、質問書（様式9）により行います。郵

送、ファックス、メールも可です。電話、口頭による質問受付は行いません。

- ④ 質問についての回答は、現地説明会参加者全員に回答します。
- ⑤ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。
- ⑥ 申請をしようとする場合は、事前に朝倉市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書の規定に基づく照会をすることの誓約書と、役員等調書及び照会承諾書の提出が必要です。提出期間は令和6年8月20日から9月6日です。なお、朝倉市に指名願を提出している場合は不要です。

10. 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

朝倉市が設置する朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査及び面接審査（令和6年10月10日実施予定）を実施し、条例第14条に基づく次の基準に照らして最も適当と認める法人等を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会において申請書の内容について説明する必要がありますので、選定委員会当日は、申請者は会場又は別室での待機をお願いします。選定委員会での審査順は受付順とします。

また、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

【選定基準】

選定項目	審査項目
事業計画の内容が、施設の平等な利用を確保できるものであるか	施設の設置目的と管理方針
	住民の施設の公平・平等な利用の確保
事業計画の内容が、施設の適切な管理を行うことができ、施設の効用を最大限に發揮できるものであるか	施設の維持管理の適格性
	利用者増加のための具体的な手法
	サービス向上を図るための具体的な手法
事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	施設の管理運営に係る経費の効率化
	収支計画の内容の的確性
事業計画に沿った施設の管理を安定して行うための人員及び財政的基盤を有している	安定的な運営が可能となる人的能力の確保

か	安定的な運営が可能となる財政基盤の確保
	運営実績
その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要な事項	個人情報保護
	安全対策、危機管理
	その他

(2) 選定結果の通知等

選定結果については、選定後速やかに申請者全員に文書で通知するとともに、選定結果の概要について公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることはできません。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された法人等は、令和6年12月に開催予定の市議会定例会における議決を経て、指定管理者として指定される予定です。ただし、指定の議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の指定を受けられることにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が朝倉市の指示に従わないと、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、朝倉市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

1.1. 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する具体的な事項、朝倉市が支払うべき指定管理料の額を定めるため、朝倉市との間で協定を締結することになります。

(2) 協定で定める事項

- ① 協定の目的に関する事項
- ② 協定の期間に関する事項

- ③ 管理物件（管理施設と管理物品）に関する事項
- ④ 業務の範囲に関する事項
- ⑤ 緊急時の対応に関する事項
- ⑥ 個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 備品等の取扱いに関する事項
- ⑧ 施設の改修等に関する事項
- ⑨ 事業計画に関する事項
- ⑩ 事業報告に関する事項
- ⑪ 事業実施状況の確認と改善勧告に関する事項
- ⑫ 指定管理料と利用料金に関する事項
- ⑬ 損害賠償に関する事項
- ⑭ 指定の取消しに関する事項
- ⑮ 指定期間終了時における引継に関する事項
- ⑯ 協定の改定に関する事項
- ⑰ その他朝倉市が必要と認める事項

1.2. その他

- (1) 申請書類は指定管理者選定の公表の際、内容を公表する場合があるとともに、朝倉市情報公開条例に定めるところにより、開示される場合があります。
- (2) 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

【問合せ先】

〒838-0068 福岡県朝倉市甘木198-1
朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）3階
朝倉市教育委員会文化・生涯学習課生涯学習・スポーツ係 担当：水本・安部
TEL 0946-22-2348 FAX 0946-22-2811
E-mail bunka-syougaku@city.asakura.lg.jp